

平成 28 年(ワ)第 12785,17680,28219,平成 29 年(ワ)32358 号

平成 30 年(ワ)第 34522 号 損害賠償等請求事件

被控訴人 部落解放同盟 外 234 名

控 訴 人 示現舎合同会社 外 2 名

控訴理由書

令和 4 年 1 月 14 日

東京高等裁判所御中

控 訴 人 示 現 舎 合 同 会 社
上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦
控 訴 人 宮 部 龍 彦
控 訴 人 三 品 純

第1 はじめに

- 1 本件は、歴史的資料を発掘して公開した個人である控訴人が、集団訴訟を起こされたものの、事件の性質上引き受ける弁護士がおらず、本人訴訟で対応しているという、極めて異例で異常な裁判である。部落問題についての今後の研究や議論への影響が大きく、テレビ・新聞等で既に何度か報道されている。
- 2 本件の主な争点は、今から 80 年以上前の昭和 11 年に政府の外郭団体である財団法人中央融和事業協会により作成された「全国部落調査」の復刻版の出版禁止の是非である。これには戦後の同和対策事業の前身である融和事業の対象地域の地名等が 5000 ヶ所以上掲載されており(以降「本件地域一覧」という)、いわゆる「同和地区」の場所の特定の手がかりとなるものである。
- 3 明らかに、この類の出版物を取り締まる法律は存在していない。本訴訟中に「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で議論されて制定されたが、結

局本件地域一覧の出版を禁ずる立法措置はされなかった。これは、国会における議論において、現憲法下で本件地域一覧の出版を法律によって禁止できる理由や必要性を見いだせなかったということである。

4 それにもかかわらず、原判決には本件地域一覧のような類型の出版物の流通を抑止する意図があり、部落の地名は隠されるべきという結論有りきで、前述の立法措置で実現できなかったことを裁判所が代行しようとしている。しかし、民事訴訟は当事者との法律関係においてのみ効力を発するものであるところ、原判決の意図していることは民事訴訟の趣旨から外れており、裁判所の権限を逸脱している。その上で法的根拠のないまま結論を導き出しているために、判決理由には相当な無理が生じている。

5 原判決は法律として明文化されていない「プライバシー権」を拠り所としている。しかし、後述のとおり、判例や通常人の感覚からはもはや理解できないものとなっている。事実と法律に沿った議論であれば、被控訴人は負けているのだが、強引に「解放同盟側の勝訴」という体裁を取っている。

6 第一審原告は248名であったが、原判決によればプライバシー権を侵害されたのは本件地域一覧に住所または本籍地を置いた者ということになり、理論的には潜在的な原告の数に際限がないことになる。これをプライバシー権の概念で理解することは困難である。

7 しかも、このような訴訟を提起するのは事実上被控訴人ら以外にはあり得ず、現に他の本件地域に住所か本籍地を置く者や、同和団体関係者の訴訟参加等も行われていない。そのため、実際は本件地域一覧の公表を禁止したというよりも、本件地域一覧の公表の是非は被控訴人らのコントロール下にあるという状態になっている。わいせつ物に例えるならば「わいせつ物の出版が禁止された」のではなく「わいせつ物の出版は部落解放同盟の許可がなければ出版で

きない」というような状態である。このことは、「部落はどこにあるのか」という問題について部落解放同盟に情報・研究・議論を独占させることに等しく、国民の表現の自由や学問の自由のあり方を大きく歪めるものである。

- 8 原判決は、本件地域一覧と被控訴人の関係を一人ひとり検証し、都府県単位で公表の是非を判断しているが、その理由説明には明らかに虚偽があり、本当の理由は直接的には原審における審理不尽である。そして、審理不尽の原因はそれ自体プライバシー情報として完結していない本件地域一覧をプライバシー情報と強弁したことによる論理の破綻である。
- 9 いわゆる部落差別が存在し、同和地区の関係者が差別されるということが世の中に流布しているものの、それはつかみどころのない漠然とした印象に過ぎない。部落とはどこなのか、誰が差別されるのか、そもそも部落差別とは何なのか、社会的な認識が共有されているとは言えない。それどころか社会的な認識が共有されていないことを認めることさえタブーとされ、議論さえもできず思考停止しているのが実情である。裁判官も部落問題を理解出来ず、戸惑いながら判決を書いたことが読み取れる。
- 10 控訴にあたって、米国ハーバード法科大学院の J・マーク・ラムザイヤー教授（以降、「ラ教授」という）の意見書（乙 761）を提出した。ラ教授は控訴人被控訴人の双方とも利害関係のない立場であるが、第一審の最中に部落問題について研究した論文を発表している。ラ教授は、本件地域一覧を一部団体が独占していることにより、学問が歪められていることを主張している。ラ教授が独自の立場で研究ができたのも、本件地域一覧を控訴人らが事実上公のものとしたからである。
- 11 ラ教授の論文を第一審で提出したが、訳文が機械翻訳による不十分なものだったので、より丁寧に翻訳したものを提出した（乙 762 の 1、乙 762 の 2）。これ

は本件地域一覧に学術的な価値があり、出版に公益性があることを証明するものであると同時に、利害関係のない客観的な立場で書かれたこの論文自体が部落問題の理解に資するものである。本論文は、現代の部落民の概念が近代に発明されたものであることを指摘しており、原判決が事実認定の根拠とした同和対策審議会答申(甲 12)や阿久澤麻理子意見書(甲 360)を根底から否定する内容である。

- 12 また、本件に係る出版禁止の仮処分が出された後、控訴人らが解明した部落問題が関係する顕著な事件が少なくとも 4 件(関西電力幹部の金品授受問題(乙 763-1 ないし乙 763-2)、津市相生町自治会長事件(乙 740-1 ないし乙 740-6)、松岡克己(原審の原告番号 46)の横領・公金詐取(乙 744, 745, 758)、熱海市伊豆山土砂災害(乙 764-1 ないし乙 764-3))起こった。しかし、報道機関は明らかに部落問題との関連について報道するのを避けるという現象が見られた(乙 765-1 ないし乙 765-2)。
- 13 本件地域一覧が事実上公になったことによって具体的に被害が生じたという証拠は 1 つも提出されていない。一方で前述の事件においては、背景に部落問題についての議論が阻害されている実態があり、そのことによって人の生命や財産が奪われた具体的な事例が明らかになっている。それにも関わらず、ありもしない被害の方を恐れ、不必要な防御をすることは、まさに偏見であり、部落問題を忌避するような差別的な態度と何ら変わることがない。
- 14 そして、被控訴人解放同盟がごく一部の極端な考えを持つ人々を代弁する一圧力団体に過ぎないことは、事情を知れば誰の目にも明らかなことである。もはや部落問題という大きな枠でとらえることは困難で、実質的には解放同盟の中の一部の人間と、控訴人らという私人間の意地の張り合い、私怨のぶつかり合いでしかない。そのような問題のために国の三権や地方公共団体の資源が

浪費されていることは、極めて異常というほかない。私的な争いに公を使うにしては度が過ぎている。被控訴人らは人権団体を標榜するが、政治的団体が集団で、公的機関まで使って、一民間人を集中攻撃することは、人権という概念では全く理解し難いことである。

- 15 今回は解放同盟が関係する裁判であるが、解放同盟と対立し政府の見解も否定する共産党系同和団体も存在し、また運動団体とは独立した立場も存在する。部落問題について統一された見解はなく、どのような判断をしてもどこからか批判されるものである。ただ、確実に言えることは、批判を受けるにしても裁判所の役割は法律に沿った判断をして批判されることであって、感情論や特定の政治的立場に寄り添う判断をして批判されることではない。

第2 憲法 76 条 3 項違反について

- 1 原審において平成 31 年 4 月 1 日から中村心裁判官が担当していたが、一連の本人尋問の途中の令和 2 年 9 月 28 日から突然、成田晋司裁判官に交代している。
- 2 令和 2 年 9 月 14 日の口頭弁論の直後に、中村心裁判官本人が次回から裁判官が交代になることを当事者に説明した際に、この時期での交代は異例と漏らしていた。事実、中村心裁判官の経歴を見たところでも、年度途中での異動は東京地裁 13 民事部総括判事の時だけである(乙 770)。
- 3 時期的に中村心裁判官が判決を出すのが自然であるのに、あえて裁判官を交代させて別の裁判官が判決を書くのは不合理である。
- 4 なお、中村心裁判官は原審において、本籍地が多くの人に知られるというのは無理があるのではないか、公正証書には個別の部落を記載して欲しかったと吐露する場面があった。

- 5 また、本人尋問において「ここはあなたの青年の主張をやるどころじゃなくて」等と証言者を諫めた((令和 2 年 9 月 14 日池田千津美本人調書 6 頁)のに対し、被控訴人らが抗議した一幕があった。
- 6 前述のことのほか、中村心裁判官が、京都の崇仁地区のようにあまりに有名な同和地区は公開されても問題はないのではという旨の発言をしていた、このことは被控訴人らの一部が関係していると思われる団体からも非難されている(乙 771)。
- 7 憲法 76 条 3 項には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定められている。しかし、中村心裁判官交代の経緯を見れば、そのことが保証されているとは考えにくく、成田晋司裁判官が公平な判断を出来なかった疑いが強い。

第3 同和問題についての事実認定の誤り

- 1 原判決は (14 頁から 18 頁)同和对策審議会答申(甲 12)や阿久澤麻理子意見書(甲 360)といわゆる部落地名総鑑事件(甲 14)の経過を根拠とした事実認定をしている。しかし、同和对策審議会答申は内閣総理大臣に対する意見書であってなおかつ 55 年以上も前のものであって現在とは全く違う社会状況で出されたものである。そして、阿久澤麻理子意見書は被控訴人と利害関係のある(乙 680)一学者の学説に過ぎない。しかも、既存の学者は解放同盟等の同和団体に有利な研究しかできず、政治的に極めて偏向している(乙 761)。
- 2 ラ教授は、日本共産党以外の学者が近代部落について書いていることのほとんどは「信憑性が疑わしい」と断じており、粗末な「御用学者」とも言っている(乙 762-2 翻訳 6 頁)。まさに阿久澤麻理子はそれらの御用学者に該当している。
- 3 原判決 14 頁 24 行目の「封建社会の身分制度の下において最下級の身分と

された人々は」に続く段落は、現在の歴史研究では否定されている内容である。ラ教授はそのような説明は「従来の説明」としており、実際は部落民の先祖とされる人々は、近世において土地の売買や移住、動物の死体処理の権利の譲渡までしていたことを、具体的な文献とデータにより示している(乙 762-2 翻訳 7 頁)。

- 4 ラ教授は被控訴人解放同盟の組織的腐敗を厳しく批判しており、地方自治体を揺さぶって得た金を個人口座に流用していたと指摘している(乙 762-2 翻訳 8 頁)。原審の最中に明らかになった松岡克己(原審の原告番号 46)による伊賀市八幡町公営住宅の駐車場収益の横領(乙 744, 745)、嘱託職員の給与の詐取行為(乙 758)はまさにラ教授の指摘通りであり、ラ教授の論文の信憑性が高いことを証明している。
- 5 前述の津市相生町自治会長事件に関連して当該自治会長が出版した書籍では(乙 768)、全国部落調査に地名がある津市相生町が歴史的に被差別部落であったことを否定している。むしろ、被差別部落のイメージは戦後に作られたものだとしており、その内容はラ教授の論文(乙 762-2)とよく符合する。
- 6 原判決では、過去に戸籍で部落出身が調査されたことが事実というが、具体的にどのような調査をし、何を基準に部落出身を判断したのか示されていない。明治 5 年の戸籍では 99%は「平民」と記載され、実際は戸籍で部落民を判別することは現実的でなかったことを灘本昌久教授が指摘している(乙 169)。控訴人宮部が自身の戸籍謄本(乙 80)や戸籍の附票(乙 170)を示して控訴人自身が部落出身であるかどうかの判断を被控訴人に求めたのに、判断できなかった(平成 29 年 6 月 19 日原告準備書面 3、25 頁 1 段落目)。さらに、控訴人宮部は本籍地が簡単に移動できることを示した(乙 561)。
- 7 控訴人宮部が証明した事実によれば、過去に戸籍を使って行われた身元調

査とされるものは、具体的な中身を伴っていないことが明らかである。「部落差別は血筋による差別＝血筋が分かるのは戸籍」という連想から生まれた、戸籍により部落出身が判別できるという根拠のない風評に便乗した詐欺的なものである可能性が極めて高い。原判決自体が戸籍から部落出身を判別するようなことをしているが、このようなことが実際に身元調査として行われてきたという根拠はなく、裁判所が詐欺的な身元調査に説得力を持たせてしまうことになっている。

- 8 原判決(19頁から21頁)で取り上げられている、「ア 法務省人権擁護局による実態調査」(甲 375)は具体的な「差別」や「誹謗中傷」の中身が不明であり、意味のないものである。「イ 意識調査の結果等」(甲 362, 453)は一部の地域、あるいは30年以上前の「風評」を調査したものに過ぎない。仮に平成17年の大阪府では住所や本籍地で同和地区出身が判別できるという風評があったとしても、具体的に住民票の住所と戸籍謄本の本籍地を機械的に本件地域一覧と照合して被控訴人を分類する原判決の方法は、被控訴人さえも想定していなかったものである(2021年3月18日 片岡明幸 意見陳述)。もはや裁判所が部落差別の方法を新たに発明したに等しい。事実として現行戸籍に記載された住所や本籍地は個人の人格や近世の身分とも無関係なのは明らかであるし、具体的に住所や本籍地を基準に部落差別がされているという根拠もない。率直に言えば、原判決で分類行為を完遂したのは、悪い意味で官僚的で血の通っていない行為に見える。通常人なら、世間にどのような風評があれば、実際にやり始めた直後に、これで同和地区出身を判別するのはおかしいと気がついて、(善悪以前に意味がないという判断から)すぐに止めるはずである。
- 9 2016年1月以降、インターネット上で本件地域一覧が事実上公表され、その状況が今も続いている。それでも、本件地域一覧によって具体的に被控訴人ら

や、その他のいわゆる同和関係者に被害が生じたという事例は一切確認されていない。通常「存在しないこと」を証明することは困難であるが、本件地域一覧の公表が何人にも損害を与えておらず、部落差別の解消に対して悪影響を与えていない事実が現在進行形で証明され続けている。

第4 本件地域一覧が被控訴人のプライバシーに係る情報であるとした原判決の誤り

1 原判決(25 から 29 頁)は過去の判例(最高裁平成 28 年(許)第 45 号同 29 年 1 月 31 日第三小法廷決定・民集 71 卷 1 号 63 頁)を理由にプライバシーに属する情報をみだりに公表されない利益を根拠として本件地域一覧の公表を禁止した。

2 しかし、原判決が認めるとおり本件地域一覧には被控訴人らを特定する情報は一切掲載されていない。そのような情報が個人のプライバシーに属するという成文法も判例も存在せず、前記の判断は全く原判決独自のものである。

3 原判決は本件地域一覧を公表することが、「そこに住所や本籍がある個人について「住所又は本籍が本件地域内に有ること」を公表する行為と同視することができる」(28 頁)としているが、論理破綻している。本件地域一覧の公表をもって、個人の「住所又は本籍が本件地域内に有ること」を公表したと言えるためには、「個人の住所又は本籍」は公表されているものだという前提が必要である。しかし、個人の住所自体がプライバシーであり一般に公表されているものではないと原判決自身が判断しているから(37 頁 22 行目から 39 頁 1 行目)、個人の住所が公表されているものだという理屈は成り立たない。ましてや本籍は住所よりも他人に知らせる機会が稀なものである。

4 個人の住所や本籍を知っている人に対しては公表されるのだと解するにしても、結果的には住所や本籍を知るごく限られた人に知る機会があるだけだから、

それをもって公表と言うことはできない。

- 5 いずれにしても、地域には様々な属性、歴史があるが、それがその地域に住所や本籍を置く住民のプライバシーだと判断されるのであれば、地理学、地誌学、歴史学の類の学問は成り立たなくなるし、地域をベースとした政策議論さえ萎縮させてしまう。もし、部落問題だから本件地域に限って法律上特殊な扱いをするというのであれば、法の下での平等に反する。
- 6 原判決の判断理由の通りであれば、ある地域名をインターネットで公言すると、突然、その地域に本籍地を置くだけの面識がなく名前さえ知らなかったような者から賠償金を要求されても、それは正当な行為となるわけで、常識的には理解し難いことである。
- 7 また、プライバシー権という枠組みで処理されるのであれば、本件地域の地名は個人の権利に属するということになるが、そうであれば公表しないことを求めるだけでなく、自ら公表する自由もあるはずである。しかし、原判決が個人のプライバシーと強弁する本件地域名は、個人ではなく本件地域に住所又は本籍を置く「集団」と関係するものであるから、個人の判断で公表の是非を決められる性質のものではない。
- 8 このように、原判決のいう「プライバシー権」は、従来の裁判例で積み上げられたプライバシー権の概念や、通常人の感覚によるプライバシーの概念からは全く理解できないものである。原判決の判断は画期的というよりは、もはや「超法規的」なものと言わざるを得ない。これは、部落問題が関係すると法律が捻じ曲げられるということを実証したものであり、同和関係者には関わらない方がよいといった偏見を補強するものである。

第5 住所や本籍地で差別されるという判断の誤り

- 1 原判決(26頁7から10行)は、「ある個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される」とし、その結果として被控訴人らの住所や本籍が本件地域にあるかどうかということで、機械的に権利侵害の有無を判断した。
- 2 この点は原判決の核心部分である重要な部分であるが、その根拠は甲 362の平成 17 年に大阪府で行われたアンケート調査が唯一のものである。これは住所と本籍が部落出身者を判断する基準であることを窺わせるものではあるが、大阪府における「風評」でしかない。具体的に部落出身者であるかという事実の有無、言い換えれば部落差別の対象であるか判断する手順(言葉を変えれば「アルゴリズム」)を定義するものではない。全国的に、原判決のような機械的な方法で被差別対象が判断されてきたという証拠はない。原判決は、部落出身かどうか身元調査する方法、言い換えれば部落差別の新たな方法を「発明」したに等しい。
- 3 このような判断方法を当然控訴人は受け入れないし、被控訴人さえも想定しなかったことである(令和 3 年 3 月 18 日付原告片岡明幸の陳述書からもそれが読み取れる)。双方の当事者が否定した事実に基づいた判断は民事訴訟においてあってはならないものである。
- 4 むしろ、原審の審理を通じて分かったのは、部落差別において、誰が差別対象になるのかは明確でなく、少なくとも本件地域に住所または本籍があることをもって部落出身とは判断できないことである。
- 5 原審の証人尋問では、提訴時の本籍および出身地が本件地域一覧にある控訴人に対して、原審原告の代理人弁護士は部落出身ではないのではと問いただす場面があった(令和 2 年 9 月 28 日 宮部龍彦証人の本人調書 36 から 38

頁)。控訴人は別団体である部落解放同盟全国連合会からも、「俺は部落民だ」というウソ」と言われている状態である(乙 765)。

- 6 本件地域一覧には戸数が 1 戸あるいは数戸と報告されている記載が多数あり、これはその地域の全ての住民が融和事業の対象と認識されていなかったことを強く示唆している。そして戦後の同和地区資料においても「混住」という記載がある(乙 15)通り、本件地域に住所または本籍がある者全員がいわゆる部落民ないし同和関係者と扱われていなかったのは、疑いようのない事実である。
- 7 原判決(34 頁 3 から 5 行)は本件地域一覧の公開により被控訴人らが「受けるおそれのある損失は結婚、就職等において差別的な取り扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なもの」とするが、そのような事実は1つも確認されていない。
- 8 被控訴人らは様々な結婚差別や就職差別の事例を陳述書で述べたが、本人尋問で具体的な事情を問いただすと、被害者とされる人物が暴走族の「特攻隊長」として知られていたり(令和 2 年 8 月 31 日 松島幸洋本人調書 13, 14 頁)、部落出身と本人が話していたり(令和 2 年 11 月 9 日篠原茂本人調書 9 頁)といった有様である。原判決が想定したような、住所や本籍地から機械的に部落出身かどうかを判断し差別するという事例は結局1つも確認されていない。
- 9 また、仮に住所や本籍地により差別の対象となるのであれば、住所を変更することは自由であるし、本籍地を変えることはもっと容易である。それにも関わらず、あえて部落から部落へと移住している被控訴人がおり(令和 2 年 9 月 28 日川口泰司本人調書 16 頁)、本籍を部落においたままにしている被控訴人がほとんどなのは不合理である。
- 10 部落出身と分かると深刻な被害を受けるとしながら、部落民宣言や立場宣言と称される、自らが部落出身と公表する教育を子供にさせていたと複数の証人

が証言している(令和2年9月14日池田千津美本人調書9頁、令和2年9月14日下吉真二本人調書19,20頁、令和2年9月28日川口泰司本人調書17頁)。

- 11 戸籍を確認したという証人は、身分の記載はなかったと証言している(令和2年8月31日片岡明幸本人調書22,23頁)。
- 12 本人尋問では、部落解放同盟には部落出身じゃなくても入れると明言する証言もあった(令和2年8月31日片岡明幸本人調書30,31頁)。
- 13 解放同盟は明らかに同和関係者の利益を代弁する団体ではなく、偏ったイデオロギーを主張する政治的集団に過ぎない(そのことは乙771からも伺える)。被控訴人らの主張した「差別」はそのような偏った考えを持つ集団に対する国民の眼差しであって、いわゆる部落差別とは別のものである。
- 14 本人尋問には相当な費用と労力が注がれたにも関わらず、原判決ではその内容には全く触れられていない。本人尋問では被控訴人らにとって不利な証言が多数なされたことは明白であるが、本件地域一覧の公表を禁止するという結論ありきの判断をするために意図的に無視されたのではないか。
- 15 しかも、原審では被控訴人が住所や本籍地をいつの時点で本件地域に置いていたのかは判断されていない。訴訟提起後に本籍地を移転することは極めて容易であるが、本件においては少なくとも訴訟提起時の住所または本籍で判断されるべきである。そのような点でも、原審には審理不尽がある。

第6 個別の地名に対する判断の不備

- 1 原判決は都府県単位の粒度で本件地域一覧の公表の是非を判断している。その理由について、「上記差止めの対象となる部分の前後の記載から当該部分が推知されると差止めの目的を達することができないから」(原判決35頁1,2

行目)と説明している。

- 2 しかし、本件地域一覧は地名の一覧であり、一部の項目を隠した時に前後の記載から隠した部分が推知されるような性質のものでないことは明らかである。そもそも、原審では個別の被控訴人の本籍地が具体的に明らかにされておらず、差止め対象を都府県よりも詳細な単位で特定することが出来ない。原判決の理由説明は明らかに虚偽であり、真の理由は直接的には審理不尽によるものである。
- 3 原審において、被控訴人らが部落出身であることを証明する趣旨の公正証書(甲 344)を作成することを表明し、何度も遅延して審理を長引かせた挙げ句ようやく提出されたところ、中村心裁判官が具体的な地名の記載がないことに戸惑う一幕があった。原判決から見ても、明らかに中村心裁判官は本件地域一覧に記載された個別の地域単位で判断することを意図していた。しかし、被控訴人らはそのために必要な詳細な証拠の提出を怠った。しかも、被控訴人が証拠の提出を遅延させたために、必要な期間を確保できず、審理が尽くされなかった。
- 4 被控訴人らが、本籍地の場所を明らかにしなかったのは、それ自体がプライバシーであり、公開の法廷で明かしたくないと考えたものと思料される。

しかし、新たにプライバシーに関する情報を法廷に出さなければ本件地域一覧のどの部分が被控訴人個人に関するものなのか特定できないということ自体が、本件地域一覧自体がプライバシー情報として完結していない証拠である。原判決の論理がまかり通るのであれば、わざわざプライバシーに関わる情報を法廷に出させることで、何でもプライバシー情報だと言ってしまうことになる。
- 5 また、原判決では被控訴人個人について、選挙に出ていた等の理由で部落出身や解放同盟への所属等を公にしていた者については権利侵害を否定し

ている。しかし、部落単位でも例えば崇仁地区、浪速地区、北芝地区のような地域団体がマスメディアに露出している等の理由で極めて有名な部落があり、それらがいかに広く知られているかも検証されなければならない。しかし、前記の事情により控訴人が原審において、それらのことを証明する機会を奪われた。

第7 部落名が掲載された出版物が多数存在することについて

- 1 原判決は、本件地域について、過去の出版物に掲載されていたことを認めつつ、それらの出版物等は広く流通販売されているとはいえないし、隣保館等の所在は必ずしも本件地域の所在と合致するものではない(28 頁 3 から 6 行目)としている。しかし、具体的にそれがどの出版物で、なぜそう言えるのか示されていない。
- 2 それらの出版物は乙 7 ないし乙 20 のような出版物のことと考えられるが、これらはいずれも古書店で控訴人が購入したか、図書館で閲覧に供されているものを複写したものである。
- 3 乙 16 については 4 枚目に「一人でも多くの人々によって、本書を手にして頂くことが出来、精読を賜ることが出来るならば、われわれの望外のよろこびとしたのである」と書かれており、明らかに多くの人に読まれることを意図して頒布されていたものである。

乙17には ISBN コードが振られ、3000 円という定価が明示されており、明らかに広く流通販売されていた。

乙 18 も多数の図書館で所蔵されている事実がある。
- 4 なお乙 34 は歴史的文書で、鳥取県内の磯多村の地名が明記されているが、これに至っては国立国会図書館がインターネットで不特定多数に公開している。
- 5 このように、原判決は証拠を無視して、事実でないことを強弁している。

- 6 そもそも「広く流通販売されていない」のであれば権利侵害にならないという趣旨であるならば、本件地域一覧も限定した範囲で流通販売すれば問題ないということになり、出版自体を禁止する理由はないことになる。
- 7 「隣保館等の所在は必ずしも本件地域の所在と合致するものではない」という点については、基本的には同和地区ないし部落の近くという証言がある(令和2年8月31日片岡明幸本人調書22頁)。もっとも、そのことで部落の境界が分かるわけではないし(令和2年8月31日片岡明幸本人調書35頁)、必ずしも地区内にあるわけではないという証言もあるが(令和2年11月9日篠原茂本人調書10頁)、地区内にある率が高いことは認めているし、隣保館が同和対策のために同和地区近辺に存在するものであるという事実は否定されていない。それを言うなら、本件地域一覧はほとんどが大字単位で、しかも古い地名が記載されたものである。本件地域一覧と比較して、隣保館の存在により同和地区が判別できる度合いは五十歩百歩か、むしろ隣保館の方がピンポイントで設置されることから確度が高いと言える。
- 8 さらに、「同和向け住宅」が作られた通り同和地区の住民が入居対象者になっていたという証言もある(令和2年9月14日池田千津美本人調書9, 10頁)。公営住宅も隣保館と同様地方自治法上の公の施設であるから、その所在地等や設置目的は公表されるものである。
- 9 そのため、原判決がいう「不合理な差別を根絶するために本件地域情報を公表しようとする動きを官民挙げて抑止する粘り強い努力が続けられ、本件地域情報を知ることが一般的に容易ではない」(27頁)という前提は崩れている。「粘り強い努力」なるものの実態は、同和地区名の公表を抑止しようとしたものではなく、公表の是非をその主体によって恣意的に判断し、同和地区名について研究や議論をする権利を解放同盟やそれに従順な者に独占させたに過

ぎない。そして、同和事業が行われた多くの本件地域は、容易に知ることで
きる状況になっている。

第8 本件地域一覧に学術的価値があり、なおかつ公益性があること

- 1 原判決は「同和地区に関する報道や議論にその所在を特定する必要がある
とはいえず」「差別の解消のために同和地区とされる場所の公表が必要又は有
益と認めるに足りる証拠はない」(34 頁 15 から 18 行目)という。
- 2 しかし、被控訴人ら自身のごく最近出版物で本件地域一覧を利用して同和
地区を特定する記事を書いている(乙 712、15 頁)。
- 3 解放同盟自体が同和地区を拠点に、多くの場合支部名に同和地区名を冠し
て活動している。そのことは、証拠や本人尋問の内容から明らかであるし(令和
2 年 8 月 31 日片岡明幸本人調書 23、26 頁)、証人尋問の際に裁判官も認識
していた(令和 2 年 9 月 14 日西田義則本人調書 8 頁)。被控訴人らが同和地
区出身者の団体やその構成員を標榜できるのも、どこが部落かということを認
識できてこそのことである。
- 4 事実として同和対策事業で多額の公金が投入され、国の同和対策特措法が
期限切れとなって相当年数経た現在でも政策や政治的活動に尾を引いており、
その対象地域を知ることには大いに公益性がある。例えば「地域改善」目的の
公営住宅が存在し、同和地区出身であることが入居要件となっている例がある
(乙 167)。本件地域一覧を公表してはならないのであれば、自身がこれらの公
営住宅の入居要件を満たしているのかさえ知る事ができないし、このような公営
住宅の存在の是非さえ議論することができない。
- 5 一方で、本件地域一覧に自分自身が関係した地域がそこに掲載されている
かということに関心を持つ国民が多くいることは容易に想像できることである。

- 6 第一審の結審直後起こった静岡県熱海市の土石流災害では、原因となった建設残土を捨てた業者が同和団体幹部を利用して行政による措置を逃れていたことが明らかになっている(乙 764 の 3)。そして、盛土をした自由同和会神奈川県本部長の出身地が部落でないことは重要な事実である(乙 764-4)。この事実を伏せると、同和団体のトップだから同和地区出身者であるとの誤解を生み、偏見を広げてしまう可能性がある。
- 7 松岡克己(原審での原告番号 46)の伊賀市八幡町公営住宅駐車場の収益横領(乙 744, 745)についても、当該地域が同和地区であり、同和地区であることに言及しなければ説明が不可能である。そして、松岡克己が原判決で同和地区出身であるとの証拠はないという趣旨の判断がされていること(原判決別紙 2 の 101 頁)は興味深いことである。
- 8 控訴人が本件地域一覧を公表しなければ、既存の同和団体に対して批判的な立場での研究は不可能であったとラ教授が意見している(乙 761)。ラ教授は控訴人宮部が公開した本件地域一覧をもとに研究したものの、控訴人宮部とは独立して全く同じ考えに至っている。ラ教授の意見書および論文は、解放同盟に盲従しなければ部落についての史料に触れられない、研究も議論も出来ない異常性を的確に暴き出している。そして、原判決はその異常な状態を追認するものである。
- 9 原判決(34 頁 11 から 15 行)は、「被告ら主張に係る研究に必要な限度で本件地域情報の一部を引用することまで妨げられるわけではないから、本件地域一覧の公開を差し止めることにより被告らの主張する研究や表現の自由が制限されるとはいえない」という。しかし、原判決の主文 5 では本件地域一覧の一部を抽出しての利用も禁じており、判決理由と矛盾している。原判決はプライバシー権を理由に本件地域一覧の研究利用さえも禁じている。

- 10 もし、本当の意味でプライバシーに係る情報であれば、個人の病歴であれ犯罪歴であれ、その利用や公表について個人の承諾を得ることが可能である。しかし、本件地域一覧は本当の意味でのプライバシーではないため、承諾を得る主体を特定することが出来ない。
- 11 そして、現実的には、本件地域一覧がプライバシーであると主張して訴訟等を起こすのは解放同盟以外にないのであるから、本件地域一覧の研究への利用や引用には事実上解放同盟の承諾を得る必要があることになる。
- 12 すると、まさにラ教授が主張する通り(乙 761)、部落問題の研究は政治的に偏った解放同盟の主張を受け入れなければならないことになる。これでは、部落問題についての研究や表現の自由が制限されないと言うことはできない。
- 13 現に、本件地域一覧を所蔵していた社会事業大学図書館が被控訴人の一人に従わざるをえない状況になり、部落問題についての資料の提供ができなくなっている(乙 241)。さらに高知県内の図書館(乙 769-1)でも同様のことが起きている。部落問題についての研究や表現の自由が解放同盟に支配されることが、可能性の問題ではなく、本件に関連して現実には起きている。

第9 原判決が「えせ同和行為」にお墨付きを与え、真摯に部落問題に取り組む者にとって脅威となること

- 1 前述の通り、被控訴人らは国や地方において政治的活動をしている団体ないし個人であり、その活動において、そこが同和地区であること、自身が部落出身であることを明らかにして活動している。
- 2 これも前述の通り、同和対策関連の特措法が 2003 年 3 月末をもって失効しているとは言え、同和関係者向けの公営住宅があり、同和地区のために設置された隣保館が多数現存する等、事実上は同和地区を特定した同和行政が続

いている実態がある。

- 3 同和行政の現場では当該自治体の職員だけでなく、関係する民間事業者、当該地域や周辺住民にとって、同和地区の場所が公然のものとなっている。運動団体との連携の場面で同和地区の場所を明らかにしないということも非常に考えにくいことである。
- 4 原判決のように同和地区の地名が個人のプライバシー権にかかる情報であるとして扱うことは明らかに同和行政の現場の事情と矛盾している。原判決の通りであれば、同和行政の現場では、日常的にプライバシー権侵害という違法行為が行われており、それが見逃されている状態に等しい。
- 5 そのような中、解放同盟の意に反するような意見を言えば、プライバシー権を理由とした訴訟のリスクに晒されるし、損害賠償を求められることになる。通常、同和問題を口実として金銭を要求する行為は「えせ同和行為」とされるところであるが、同和地区名を公言したことによるプライバシー権の侵害に対する損害賠償という体裁を取れば、それは正当な要求ということになる。例えば、同和地区名を公言したところ、そこに本籍地を置くという何の面識もない者から「差別したな」と金銭を要求された場合、常識的な感覚ではそれは「ゆすりたかり」の類であるのに、警察も介入できず、弁護士ですら反論しづらく、善良な人ほど金を支払って泣き寝入りするしかなくなる。
- 6 これは控訴人の単なる想像や、可能性の問題ではなく、既に起こっていることである。前述の津市相生町自治会長事件に関連して、同和事業に関わった民間事業者が自治会の不正を理由に特定地域の公共事業への参加を断ったところ、そのことをもって「差別」であるとして、金銭を要求されて支払った例が確認されている(乙 767-1、767-2)。証拠から分かって明らかな通り、地名を出したことが差別とされ、行政職員も差別だと認め、事業者が自治会長に「賠償金」を

支払わないといけない状況に追い込まれている。地域の属性が住民のプライバシーであるといった原判決が認められるのであれば、このような行為も正当ということになってしまう。

- 7 一部の部落出身者が悪いことをするから、部落出身者全員を悪と見るのは偏見であるが、全ての部落出身者に法律上特別な権利が与えられたのであれば、話は違ってくる。原判決は、全ての部落出身者に、部落の歴史や評価を公表することをプライバシー権の侵害であるとして、各々がそれを根拠として他人に損害賠償を請求する特別な権利を認めたに等しい。これは「部落に関わると面倒だ」といった風評を司法自らが具現化したものであり、部落に対する偏見を補強するものである。

第10 解放同盟への所属を同和地区出身と同一視する等、プライバシーであるとした判断の誤り

- 1 原判決は解放同盟への所属は同和地区出身者と認識され、また思想信条に係る事項であると判断している(原判決 37 頁 1 から 10 行目)。
- 2 しかし、解放同盟は選挙に「組織内候補」を出馬させて選挙活動をし、事実上の同和行政の窓口団体としての役割がある等、明らかに強い政治的影響力を持った団体である。
- 3 その団体への所属、特に相当の権限を持った役職にあることをプライバシーに属するといっているのであれば、解放同盟の政治活動について批評することは困難になる。
- 4 現代の民主主義国家において、所属することで封建的身分と同一視されるような同和地区出身者とみなされ、誰が役職にあることが触れられない政治団体が存在することは理解しがたいことである。これは政治的影響力を持ちながら

責任を回避する、極めて卑怯なやり方であり、平等権の濫用である。

第11 本件人物一覧を削除すべきであった時期について

- 1 紙ウェブサイト目録記載 3(1)「本件人物一覧」について、原判決(44 頁)は「被告宮部は、本件人物一覧が同和地区 Wiki に掲載されたことを認識した遅くとも平成 28 年 3 月 26 日時点でこれを直ちに削除すべきであった」としているが、遅くとも削除すべきであったのは平成 28 年 4 月 9 日である。
- 2 平成 28 年 3 月 26 日に全国部落調査の出版禁止に係る仮処分申立書(乙 1)が送達されたことに伴って、控訴人宮部が本件人物一覧の存在を認識したことは事実である。しかし、乙 1 には被控訴人らが本件人物一覧の存在を認識している旨が記述されている一方で、本件人物一覧の扱いについては申立の趣旨には記載されていない。
- 3 個人の住所氏名がウェブサイトに掲載されていたからと言って、それらの情報を本人自ら掲載していたか、あるいは掲載を認めている等の事情も考えられるので、直ちに権利が侵害されているとは言えない。また、裁判手続きが行われていることから、証拠保全のためにあえて送信防止措置を求めないということも考えられる。そのため、控訴人宮部は被控訴人らから削除要請がされるか、追加の仮処分申立がされることを待っていたものである。
- 4 結果として平成 28 年 4 月 9 日に本件人物一覧等の削除を求める仮処分命令申立書(乙 772)が到達して、控訴人宮部が被控訴人らの真意を理解した。それまで約 2 週間の間が出来たが、合理的な対応であったし、そのことによって被控訴人らに対する権利侵害が広がったということは認められない。

第12 「原告 15」に対する不法行為の有無について

- 1 原判決(48 頁 8 行から 49 頁 3 行)は「原告 15」について、控訴人宮部が「異常・異様な思考」「差別主義者」と公言したことについて、不法行為に当たるとしている。
- 2 しかし、「原告 15」の思考が客観的に見て異常かつ異様であり、差別主義者なのは事実であり、公共性があるので、原告 15 の名誉感情が侵害されていても違法性は阻却される。
- 3 これは「原告 15」に限らないが、自らが「被差別部落出身者」と裁判の場で言うこと自体が異様なことである。しかも、その根拠を追及しても答えられなかった(令和 2 年 8 月 31 日片岡明幸本人調書 21 から 23 頁)。この点だけでも「原告 15」の思考の異常性が証明されている。
- 4 「原告 15」は解放同盟の幹部であるし、いわゆる「差別糾弾」にも加わっている(令和 2 年 8 月 31 日片岡明幸本人調書 24、25 頁)。独りよがりな理由で民間人を差別者認定して吊るし上げるような行為をしている団体の幹部であれば、逆に自分が「差別主義者」と呼ばれることも受忍すべきである。そもそも、「差別主義者」などという言葉は、部落解放運動団体の間では挨拶程度の言葉に過ぎない。この程度のことで「不法行為」という原判決の判断は大げさ過ぎる。

第13 反訴関係

- 1 原判決(53 頁 26 行から 54 頁 13 行)は、控訴人三品が控訴人宮部と共同で「同和地区に関する書籍を出版していたのであるから、原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと考えたとしてもやむを得ないというべき」とする。
- 2 しかし、同和地区に関する書籍を出版しているだけで本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していると考えるのは飛躍している。また、控訴人宮部

と一緒に仕事をしているだけで、別人格の個人を同一視してよい理由はない。

- 3 本訴訟は集団訴訟の様相を呈していて、その被告となるのは実務的にも精神的にも相当な負担である。被控訴人らがイデオロギー的な対立感情から控訴人三品を巻き込み、また控訴人宮部の周辺の人間に嫌がらせをしてやろうという目的があったのは明らかである。
- 4 行政機関や一定の資力を持った企業が相手ならまだしも、安易な理由で個人に対して集団訴訟を起こすことは訴権の濫用であり人権侵害に他ならない。よって、原判決には法律の判断の誤りがある。

第14 各原告に係る判断について

- 1 衆議院議員か地方議員であるかあった者について

相当数の被控訴人(原判決別紙2の該当する原告番号6, 7, 18, 62, 71, 76, 82, 87, 105, 114, 115, 116, 118, 119, 120, 121, 122, 125, 126, 127, 132, 133, 144, 151, 154, 162, 163, 168, 180, 183, 185, 196, 215, 218, 233, 236, 241)が、衆議院議員か地方自治体の議会の議員であるか、過去にそうであった者である。これらについては、選挙の際の判断材料か、政治家としての活動を議論する際に、解放同盟の役職にあることは重要な要素である。特定の政治家が解放同盟に所属している事実を公言したら、それはプライバシーであるとして損害賠償を求められるというのは、明らかに民主主義に反している。また、政治家にとって有権者や報道機関等、面識のない者から連絡が来ることは職業上受忍すべきことであり、連絡先の住所や電話番号がプライバシーに当たるとは言えない。原判決は、これらの事情を考慮せずに判断している。

- 2 原告245について夫が解放同盟員なら同和地区出身者と認識されるという判断は、むしろ差別的である

原判決別紙2・403頁13から19行によれば、特定の人物が親族であること自体はプライバシーではないことは認めつつ、夫が解放同盟に所属している、すなわち同和地区出身者と認識されるから他人にみだりに知られたくない私的な事柄としている。解放同盟員だから同和地区出身者ということが間違いであるということはおくとしても、同和地区出身者の配偶者なら差別の対象となると取られるような判断は、いわゆる結婚差別をする者の発想と同等であって、そのような誤った考えを司法が追認することに等しい。

- 3 インターネットで公開されている情報について「掲載の態様」で一般に広く知られているかどうかを判断するのは不合理であること

インターネット上の情報を検索する場合、人力で行うことはあり得ず、サーチエンジン等電子計算機による機械処理によるのが通常である。また、実際にインターネット上で公開されているのは文字等を符号化した情報である。乙号証として提出された各ウェブページは証拠として提出するために便宜的に印刷されたものに過ぎない。

- 4 「ホームページの下部の階層に掲載されている」(原判決別紙2・29頁15行)等(原判決別紙2の該当する原告番号1, 4, 10, 13, 14, 17, 18, 19, 23, 25, 28, 29, 30, 32, 33, 35, 36, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 47, 48, 52, 53, 54, 58, 59, 61, 63, 65, 67, 68, 79, 80, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 92, 93, 97, 107, 111, 117, 122, 123, 126, 128, 130, 131, 139, 140, 143, 145, 151, 152, 153, 158, 159, 160, 163, 164, 165, 166, 171, 172, 174, 178, 179, 181, 184, 186, 187, 188, 189, 192, 193, 195, 197, 198, 199, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 212, 213, 214, 215, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 237, 238, 239, 240, 243, 248)について

インターネット上の情報を探すときに、常にホームページにアクセスして、下の階層を探していく必要はなく、サーチエンジンで目的のページを探して直接アクセスすることができる。現に乙号証として提出されている各ウェブページは、控訴人がサーチエンジンで見つけたものであって、その時の探しやすさに下の階層にあるかどうかは無関係である。また、原判決で公開を禁じられた別紙ウェブサイト目録の各ページはいずれもホームページより下の階層にあり、原判決の判断は均衡を欠いている。

- 5 「多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎない」(原判決別紙 2・33 頁 14,15 行)等(原判決別紙 2 の該当する原告番号 3, 5, 6, 7, 9, 11, 31, 32, 37, 49, 50, 51, 55, 57, 58, 66, 77, 98, 110, 118, 136, 141, 142, 172, 182)について

情報が多数列挙されていてもサーチエンジンによる検索のしやすさには無関係であるし、電子データなのであるから、ブラウザのページ内検索で探すことも容易である。また、原判決で公開を禁じられた本件地域一覧や人物一覧も多数の地名や人名が羅列されたものにすぎないので、原判決の判断は均衡を欠いている。

- 6 「活動報告の一連の経過中に言及されているにとどまる」(原判決別紙 2・62 頁 12, 13 行)(原判決別紙 2 の該当する原告番号 20)「第三者開設のブログの特定の日の記述として掲載されている」(原判決別紙 2・125 頁 13, 14 行)等。(原判決別紙 2 の該当する原告番号 23, 35, 60, 78, 83, 106, 125, 169, 175, 234)について

これはウェブページを印刷したものを見た印象の問題に過ぎない。インターネット上の情報は実際には電子データであるから、長い文章の一部であってもサーチエンジンによる検索のしやすさには無関係であるし、ブラウザのページ内

検索で探すことも容易である。

- 7 「雑誌への寄稿や対談企画への参加は、ごく限られた読者層を対象とするものである」(原判決別紙2・74頁14,15行)(原判決別紙2の該当する原告番号29)について

原判決で出版を禁止された書籍(特に書籍目録の3)も、ごく限られた読者層を対象とするものであり、原判決の判断は均衡を欠いている。

- 8 「昭和57年に刊行された書籍に氏名及び肩書が引用されていること」(原判決別紙2・203頁13,14行)(原判決別紙2の該当する原告番号114)「第三者によって刊行されたミニコミ的なコラムの一部に掲載されているにすぎない」(原判決別紙2・195頁21,22行)等(原判決別紙2の該当する原告番号108,157)「特定の学会の機関紙における活動報告の過程で紹介されたにとどまる」(原判決別紙2・277頁15から17行)(原判決別紙2の該当する原告番号168)について

平成30年1月1日に施行された改正著作権法によれば、図書の内容をインターネット上で検索できるようにすることが認められており、グーグルブックス等既にそれを実現したサービスが広がっていることから、原判決の判断理由は情報が広く知られていない理由にはならない。これらは現に控訴人が図書の検索サービスを利用して発見したものである。

- 9 「原告73を名乗る人物がインターネット上の掲示板に投稿した事実が認められるが、このことから原告73が原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られているとは認められない。また、当該投稿者が原告73であるかどうかは証拠上判然としない」(原判決別紙2・145頁11から16行)(原判決別紙2の該当する原告番号73)

掲示板であれ、原告73によるものでなくても、インターネット上の情報であり、

容易に検索できることは変わらない。情報が公となっている状態で、特に原告73がそれを消すように働きかけた様子がないことから、原告73が掲載を認めていたと同等である。なお、原判決中にはインターネット上の掲示板と同様に不特定多数が書き込めるウィキペディアに掲載があることをもって一般に広く知られていると推認されると判断している箇所があり(原判決別紙2・202頁11から13行)矛盾している。

- 10 「原告解放同盟の関連する新聞社の刊行した新聞を電子化したものである」(原判決別紙2・234頁16, 17行)(原判決別紙2の該当する原告番号134)「電子化された定期刊行物内の紹介文中に掲載されているにすぎない」(原判決別紙2・313頁14行)「電子化された平成26年開催の講演会の案内に掲載された」(原判決別紙2・354頁15から17行)について

原判決が認めている通り、電子化されているのだから、むしろ人力によらずともサーチエンジン等で容易に発見できるということであり、原判決はむしろ広く知られている事実を逆に判断している。

- 11 「この会議録がインターネット上で公開されているとしても、15年以上前の議事録の自己紹介に関する部分を確認する者はごく限られるものと推認される」(原判決別紙2・295頁14から18行)(原判決別紙2の該当する原告番号180)

既に述べた通りインターネット上で公開されている情報を探すときに、それを1つ1つ読み込むことはむしろ不合理であり、サーチエンジンで被控訴人の名前を検索すれば該当する会議録に直接アクセスできるのだから、原判決の理由は失当である。

第15 結論

以上のとおり、原判決には事実認定の誤りと、法律上の判断の誤りがあるため、

取り消されなければならない。

以上